

令和3年度千葉市企業立地ガイドマップ制作業務委託仕様書

1 目 的

本市の地理的状況や補助金制度等の最新情報を掲載したガイドマップを制作し、市内外の企業に対する情報提供媒体として活用することにより、企業誘致の推進を図るものである。

2 名 称

令和3年度千葉市企業立地ガイドマップ制作業務委託

3 委託内容

千葉市企業立地ガイドマップの制作全般
(資料収集、原稿作成、編集、デザイン、レイアウト、印刷、納品)

4 納品物仕様

(1) 印刷物

ア 縮 尺	1 / 40,000
イ 規 格	A1判 折有り 両面印刷
ウ 紙 質	コート紙 (四六判 90kg相当)
エ 使用色	計8色 【地図面】4色・【制度概要面】4色
オ 部 数	7,000部
カ 印刷方法	オフセット印刷

(2) データ

- ・印刷物の画像データをPDF形式(出力を想定した解像度)にて、CD-Rに格納
- ・印刷物の版下データをEPS形式及びai形式にて、DVD-Rに格納

5 掲載内容

(1) 【地図面】

- 千葉市全域
- ・用途地域
 - ・主要業務地域、工業団地情報
 - ・市役所・国・県関係機関情報
 - ・主要企業立地情報 等

(2) 【補助金制度概要面】

- ・千葉市のトピック
- ・企業立地補助制度の案内及び手続き
- ・企業立地促進融資制度の案内

6 業務内容

本業務は以下の作業工程を経て作成すること。

(1) 計画準備

作業計画（作業方式・日程計画・人員計画）及び資料収集計画の立案を行なう。

なお、最新の千葉市内の情報を反映した地図を使用する他、保有する最新の資料及び調査による最新の情報に基づき作業を行なうこと。

(2) データ作成

ア 地図面基図

(ア) 国土地理院発行1/25,000地形図を基に、総描建物と植生界・記号などを削除・編集した、1/40,000の地図データを基図とする。（企業立地課の指示により基図注記の修正を可能にするため、編集可能なベクトルデータにて作成する）

※国土地理院発行の地形図を使用するため、「測量成果の使用承認申請書」を受託者が作成し、企業立地課を通じ国土地理院へ提出すること。

(イ) 基図のデータは、国土地理院の承認を得て年一回以上の更新を行ない、また（財）日本デジタル道路地図協会（DRM）の道路情報と同等以上の精度とする。

加えて、企業立地課からの指示があった箇所について、最新の情報にすること。

（基図データの情報鮮度、精度を担保するため）

イ 地図面主題

(ア) 企業立地課から支給された、文字・写真データ（ワード、jpg、ai）を基に紙面制作し、ベクトルデータにて①基図の上にプロットしていくこと。

(イ) 町名町界については、区政推進課発行の「千葉市町名町界図」の最新版を反映させること。

(ウ) 用途地域等については、都市計画課発行の「千葉都市計画総括図」の最新版を反映させること。

ウ 概要面

(ア) 企業立地課から支給されたラフ案をもとに紙面制作すること。

(イ) ページの割り振りや文章をはじめとする内容は企業立地課が具体的な案を示すが、企業立地課の趣旨を踏まえた上で、完成度の高いものにするべく制作すること。

(ウ) 主な配布対象が千葉市内への進出を検討する企業であることを考慮し、対象に強くアピールできるようなデザインにすること。

(エ) 制作内容については、過去に本市で制作した同内容のパンフレット・リーフレットを参考として差し支えないが、過去のパンフレットと誤認しないデザインにすること。

(3) 製版

ア (2) で作成したデジタルデータをA1判で刷版可能なCTP製版機にて刷版すること。

（高精度の印刷を行なうため、デジタルデータから直接的に刷版可能なCTP製版機を使用すること）

イ CTP機材の保有を証明する書類を企業立地課に求められた場合、受託者は速やかに提供すること。

(4) 校正

出力図による校正2回以上（3回目以降は企業立地課と協議）、色校正1回以上（2回目以降は企業立地課と協議）を行なう。

(5) 印刷

ア コート紙（四六判 90kg相当）にベジタブルインクを使用し、オフセット印刷を行なうこと。ベジタブルインク使用のロゴを地図面に表示すること。

イ 高精度の印刷（等高線など線号の小さい線部をかすれることなく）を行なうため、各色のドットはFMスクリーンの配列で印刷を行なうこと（色校正時にチェックを行なう）。

(6) 折り

・外巻き四つ折り（巻き四つ）にて仕上がり寸A4判とする。

7 納品

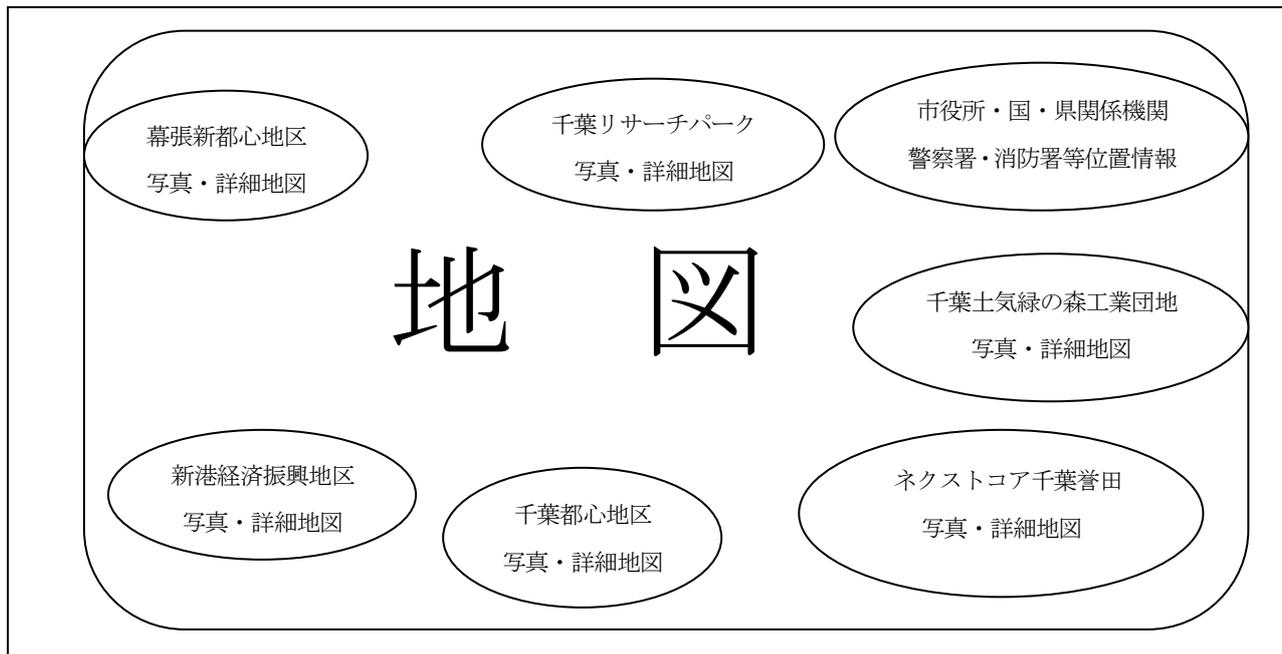
- (1) 納品期限 令和3年8月31日（火）
- (2) 納品場所 経済農政局経済部企業立地課（千葉市役所本庁舎2階）

8 その他

- (1) 制作に使用する写真、文章は、企業立地課で用意できるものは可能な限り支給するが、必要に応じて受託者が著作権を有する写真や受託者が撮影したオリジナル写真も使用すること。
- (2) 資料収集、デザイン、編集、原稿作成、印刷及び納品までの一連の作業を迅速に行なうこと
- (3) 制作内容については、企業立地課と適宜協議すること。
- (4) 著作権は、千葉市に帰属する。ただし、受託者の保有する地図を使用した場合、その権利は受託者に帰属するものとする。

9 各ページの掲載（案）

【地図面】



【補助金制度概要面】

